

本文欄外ノ標題ハ便宜ノ爲メ歐米局
第二課ニ於テ附シタルモノナリ

第一編 會議前記

第一章 英米豫備交渉ト倫敦海軍會議ノ招請

一九二九年「ドーズ」ハ爾後三ヶ月英國首相「マクドナルド」トノ間ニ
海軍縮小問題ニ關スル交渉ヲ行ヒ九月中旬ニ至リ遂ニ兩國間ニ左ノ如キ妥協案ノ成立ヲ見タリ

英 八吋砲大型巡洋艦

(註)「ホーキンス」級四隻ハ「スクラップ」スルロト

米	八吋砲大型巡洋艦	一萬噸巡洋艦	「オマハ」級	六吋砲七千噸巡洋艦	計
一八	三	一〇	五	三六	
一八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	七〇、五〇〇	三五、〇〇〇	三二五、五〇〇	

(註) 一萬噸巡洋艦三隻ニ付テハ米國ハ八吋砲艦ヲ主張シ英國ハ一萬噸六吋砲艦三隻又ハ七千噸六吋砲艦四隻ヲ主張シ未決ノ場合雖ニ持越ノ
コトナレリ

(2) 他ノ關係國ニ對シテ招請ヲ發スルトキニハ英米ノ關スル限り左ノ如キ原則ノ下ニ交渉ニ入りタキ旨ヲ申出ツルコト

(イ) 不戰條約ヲ出發點トスヘキコト

(口) 兩國海軍ノ間ニハ「パリティ」ヲ原則トスルコト

(ハ) 右「バリテ」ハ主力艦、航空母艦、巡洋艦、驅逐艦、潜水艦ノ各艦種ニ別々ニ適用スヘキコト

(ニ) 右「バリテ」ハ一九三六年十二月三十一日ニ完成スヘキコト

(ホ) 主力艦、航空母艦ニ對スル比率ハ華府會議ニ於テ決定セラレ居ルニ付其ノ内容ヲ覆ササルコト但シ代換ニ關シテハ考慮スヘキコト

(一) 艦齡ハ巡洋艦二十年驅逐艦十六年潛水艦十三年トシ其艦齡ニ達シタルトキ「スクラップ」スルコト

(ト) 潜水艦廢止ニ同意スルコト

(チ) 但シ他國トノ關係上之ヲ存置スル場合ニハ成ルヘク現在ノ勢力ヲ減シ將來ニハ成ルヘク縮減ヲ爲スコトニ同意スルコト

(前記英米間ニ合意セル各海軍勢力ヲ記入ス)

(ル) 右ノ勢力ハ最大限ヲ示スモノニシテ來ルヘキ會議ニ於テ成ルヘク之ヲ減スルコトニ努ムヘキコト

(ヲ) 非調印國ニ於テ脅威の造艦ヲ始ムル場合ニハ再ヒ考量ヲ爲スヘキ旨ノ條項ヲ設クルコト

(7) 五國會議ハ本年十二月初メ倫敦ニ於テ開催スルコトトシ英國政府ヨリ招請ヲ發スルコト

(カ) 右會議ヲ以テ華府條約ニ規定セル一九三一年ノ會議トナスヘキコトヲ申出ルコト

尙驅逐艦保有量ハ兩國共十五萬噸乃至二十萬噸ニ協定セリ

一九二九年九月二十八日
ナルド
首相渡米
斯ク英米交渉略々一段落ヲ告ケタルヲ以テ「マクドナルド」首相ハ九月二十八日渡米シ米國大統領「フーヴァー」ト軍縮問題並ニ英米兩國間ニ舊クヨリ存在スル諸問題ニ付更ニ商議ヲ行ヒ滯米十日ニ及ヒタルカ軍縮問題ニ關スル前記妥協案ハ右商議ニ依リ確認セラレタリ

二、倫敦會議ノ招請

越テ十月七日英國政府ハ日米佛伊四國ニ對シ英米兩國政府ハ一九三〇年一月第三週初頭ヨリ倫敦ニ於テ華府條約ニ規定セラレタル以外ノ各艦種ヲ考慮シ且該條約第二十一條第二項所定ノ諸問題ヲ協定處理センカ爲會議開催ヲ最望マシトスル趣旨ヲ述ヘテ前記諸政府ノ參加ヲ招請シ來レリ右招請狀（英國外務大臣ヨリ在英松平大使ニ宛テタルモノ）全文左ノ如シ

予ハ海軍軍縮問題ニ關シ過去三箇月間總理大臣並合衆國大使ノ間ニ進行シツツアリシ非公式會談カ今ヤ協定ノ成立ヲ阻礙スルカ如キ何等重大ナル未決點ヲ殘ササルノ域ニ達シタルコトヲ閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有ス總理大臣ハ隨時右會談ノ進展ニ關シ閣下ニ通告セラレタル處茲ニ改メテ左記ノ原則ニ關シ暫定的且非公式ノ協定成立セルコトヲ閣下ニ通報スルハ予ノ光榮トスル所ナリ

一、右會談ハ千九百二十八年巴里ニ於テ署名セラレタル戰爭拋棄ニ關スル條約カ各國相互ノ關係ニ於テ戰爭ヲ國家政策ノ手段トシテ使用スヘカラサルコトヲ規定シタルカ爲安全保障ノ問題ニ關スル兩國ノ態度ニ變化ヲ齎ラシタルニ基ク

モノニシテ從テ吾人ハ右條約ヲ以テ協定ノ出發點ト看做セリ

二、吾人ハ各艦種ニ互リ勢力均等ノ原則ヲ採用シ而シテ右勢力均等ハ千九百三十六年十二月三十一日迄ニ達成セラルヘキコトニ付合意ヲ見タリ右ニ關シ英本國政府及自治領諸政府間ニ協議ヲ遂ケタルカ勢力均等ノ考案ハ英國側ニ於テハ帝國全部ノ海軍力ニ關スヘキモノナリト趣旨ナリ

三、主力艦勢力問題モ亦會談中論及セラレタルカ他ノ署名國ノ同意アルニ於テハ千九百二十二年ノ華盛頓條約ノ想定スル代換建造量ヲ縮小スルノ目的ヲ以テ同條約ニ規定スル主力艦代換計畫ヲ再考スルヲ可トスヘシトノコトニ意見一致セリ

四、合衆國政府及英本國政府ハ共ニ潛水艦ノ全廢ヲ望マシトスルコトニ關シテ從來兩政府カ公然採リ來リタル態度ヲ棄テサルモノナルヲ以テ本件ハ今次ノ會談ニ於テハ殆ント討議ヲ見サリシト雖モ兩國政府ハ他ノ海軍國ト合議ヲ遂ケタルニ非スンハ本問題ノ最終的解決ハ不可能ナルコトヲ認ムルモノナリ

本件會談ノ範圍ニ鑑ミ兩國政府ハ華盛頓條約ニ規定セラレサル艦種ヲ考究スル爲竝同條約第二十一條第二項ニ規定セラレタル問題ノ協定竝處理ノ爲會議ヲ招請スルコト最モ望マシト思考ス吾人ハ日本國政府カ斯ル會議開催ニ同意セラレムコトヲ切望ス英本國政府及合衆國政府ハ斯ル會議カ倫敦ニ於テ千九百三十年一月第三週初頭ニ於テ開催セラルヘキコトニ一致シ日本國政府カ同會議ニ列席スル代表者ヲ任命セラレムコトヲ希望ス

英本國政府ハ佛蘭西國、伊太利國及合衆國政府ニ對シ同様招請狀ヲ發送シ尙ホ自治領政府ニ對シテモ會議ニ參列スヘキ代表者ヲ任命センコトヲ要請セリ予ハ閣下カ右招請狀ヲ日本國政府ニ送達セラレンコトヲ懇請ス

英米兩國政府ハ今次ノ討議ニ關シ非公式ニ閣下ニ通報ヲ怠ラサリシカ英國政府ハ今後モ同様來ルヘキ會議開催前闡明ヲ必要トスル事項モアラハ閣下ト非公式會議ヲ繼續スルノ用意ヲ有ス一切ノ海軍問題ヲ近キ時期ニ於テ檢討スルコト一般軍備縮小ノ爲頗ル重大ナルニ鑑ミ日本國政府ニ於テ本招請ヲ受諾セラレンコト竝所定ノ會議期日ニツキテモ異存ナキコ

トヲ切望ス英本國政府ハ會議ニ於テ討議スルヲ適當ナリト思考スル諸問題ニ關シ追ツテ何分ノ見解ヲ閣下ニ通報スル意向ニシテ日本國政府ニ於テモ同様意見ヲ開示セラルルヲ得ハ幸ナリ

右會議ノ結果主要海軍國間ニ協定ノ成立ヲ見ンコトハ英國政府ノ切ニ希望スル所ニシテ予ハ英國政府ハ如何ナル方面ニ於テモ海軍軍縮問題ヲ處理スル爲別ニ新機關ヲ設クヘシトノ意見ニ接シタルコトナキノミナラス却ツテ今回ノ如キ會議ニ依リテ國際聯盟準備委員會及次テ開カルヘキ一般の軍備縮小會議ノ事業ヲ促進スヘキ規準ノ作り出サレンコトハ一般ノ希望スル所ナルコトヲ特ニ指摘セント欲ス